

漁業権の運用における漁協の役割 —2つの事例から—

研究員 亀岡鉱平

〔要　旨〕

漁業権は、所定の手続きを経て、漁業法に基づく権利として「発生」するが、その「行使」の態様は地域ごとに多様である。さらに、権利の行使活動である漁業生産が収入という形で経済的な対価をもたらし、再生産を可能にするという意味で、権利の「実現」を観念するなら、やはりこの「実現」も地域ごとに多様である。このような認識のうえで、本稿では、「漁業」ではなく「権利」の部分に焦点を当てることで、漁業権に対して、法社会学の観点からの接近を試みた。

権利主体は個別の経営体であるとしても、漁協は、漁業権の「行使」や「実現」に関わって、地域の実情に応じた重要な役割を果たしている。福岡県糸島漁協においては、カキ養殖とカキ小屋が近年大きな成長を遂げたが、その裏側において焼きカキ殻とへい死貝の処理が問題となつた際、漁協が管内全体を取りまとめ、他業種との連携の要となることでリサイクルの体制を構築する役割を果たした。これは、漁協が静脈流通の問題に対応するという仕方で、個別経営体が漁業権を持続的に行使するための環境づくりにあたった事例と捉えることができる。

また、漁業法の想定とは異なり、家族経営体による真珠養殖が主流となっている愛媛県において、真珠養殖経営体は現在いくつかの経営環境上の難題に直面している。しかし、現在の対応の動向を見る限り、漁協系統や組合員組織が課題解決に向けた取組みにあたろうとしており、組合管理漁業権の対象でない真珠養殖であっても、やはり漁業権の「行使」や「実現」に際しての漁協の役割を見いだすことは可能である。

目　次

はじめに	(6) 課題と対応
—漁業権の権利構造と漁協との関連性—	(7) 小括
1 事例① カキ小屋の拡大を支える漁協	2 事例② 家族経営的真珠養殖経営の成立と 求められる支援
—福岡県糸島漁協—	—愛媛県宇和島漁協—
(1) 組合概況とカキ小屋の誕生まで	(1) 愛媛県における地元沿岸漁民による家族 経営的養殖経営の成立と展開
(2) カキ養殖・カキ小屋の推移と現状	(2) 宇和島漁協管内の真珠養殖
(3) 船越地区におけるカキ養殖経営体増加時 の漁場調整	(3) 現在の課題と対応
(4) 経営体の構造と労働・所得	(4) 小括
(5) 漁協による焼きカキ殻・へい死貝の リサイクル事業	おわりに

はじめに —漁業権の権利構造と漁協との 関連性—

漁業法が提示する漁業権の3類型、すなわち、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権のうち、区画漁業権の一部である特定区画漁業権（多くの養殖業の根拠となる）と共同漁業権（採介藻漁業等の根拠となる）は、組合管理漁業権と呼ばれている。この組合管理漁業権の運用形態は、漁業法上は全国の各沿岸漁協が漁業権の免許を受け、形式的な免許保有者となりつつ、その現実の行使は個々の組合員が行うというものである。また、個々の組合員が権利を行使するにあたっては、各地区・浜の合議による調整によって、その行使の方法（例：誰が漁場のどこをどのくらい使うか、どういうルールで漁獲するか）が定められ、漁業権行使規則として成文化される。

本稿では、このような漁業権に対して、「漁業」の部分ではなく「権利」の部分に焦点を当てることで、法律学の手法の一つである法社会学の観点からの考察を試みるものである。それは以下のような意図によるものである。

一般に、現実における権利をめぐる法過程は、発生—行使—実現の3段階に分けて把握できる。まず、発生の次元においては、上述のように各地区・浜での合議に基づく意思が形式的に近代的協同組合を経由して、行政からの免許に基づく近代法的な権利と

して「発生」する。この経過のなかには、選挙によって委員が決定する海区漁業調整委員会での審議も含まれ、漁民による民主主義が形式上担保されている。次に、行使の次元においては、漁業権行使規則を行為規範として、個人の生産活動という形で漁業権は「行使」される。最後に実現の段階であるが、ここで言う（権利）実現とは、権利の行使活動である漁業生産が収入という形で経済的な対価をもたらし、再生産を可能にすることである。権利があることそれ自体だけではなく、その権利に現実の実質性があることもまた重要であり、その意味で権利の「行使」のあり方までを定めている漁業法の法テキストの範囲の次の段階として、現実における「実現」に着目することには固有の意義がある。権利の「実現」を取り上げるという視点は、法の解釈や意味内容の理解にとどまらず、法の現実における適用を問題にすることによってはじめて登場するものであり、法社会学による接近が有用であるとの根拠でもある。

さて、この権利としての漁業権の「実現」は何をもって果たされているのであろうか。このとき、経済事業体としての漁協の固有性が立ち現れる。すなわち、例えば、漁協による共販事業、産地市場運営といった活動が生産物の販路を用意しているが、これは、むら団体、集落ではなく、個人でもなく、漁協ゆえに行い得ている側面がある。また、漁業権の「実現」のためには、漁業権の「行使」の円滑性、持続可能性も前提として確保されなければならない。この面

では、行政等の関係機関との対応といった業務が、漁業者が安心して漁業生産に従事するためには必要な漁協に固有の活動として意義を發揮している。このように考えるなら、組合員による漁業権の運用と漁協の諸事業・活動を別個のものとしてではなく、密接に関連したものとして把握することが可能となる。さらに同時に、漁協による各種の取組みをすぐれて法的な現象として把握するということでもある。なお、これまでの法社会学による漁業研究は、漁協とむらの重なり合いを前提認識として、特にむらの部分に着目する傾向が強く、その結果として、漁協としての活動に対してはあまり関心を払ってこなかったように思われる。

以上のような認識の下、この論稿では、漁業権の現実における行使や実現において漁協が果たしているあるいは果たし得る役割について、特に区画漁業権に関連する2つの事例に即して理解を深めることを課題とする。特に、権利の「発生」にかかる漁協ないし集落内部での調整過程ではなく、権利の「行使」と「実現」における実態の理解に重きを置く。なお各事例に関する記述内容の多くは、各漁協・組合員に対するヒアリング調査による部分が大きい。

1 事例① カキ小屋の拡大を支える漁協

—福岡県糸島漁協—

(1) 組合概況とカキ小屋の誕生まで

糸島漁協は福岡市にほど近い糸島市に所

在しており、2001年と05年の二度にわたる計8漁協の合併を経て誕生した漁協である。現在旧漁協を基礎に1本所7支所を擁している(第1図)。カキ養殖が行われているのは、このうち岐志新町、船越、福吉、加布里、野北、深江の各地区であり、さらに「カキ小屋」があるのは野北、深江地区以外の4か所である。カキ小屋は、カキ養殖漁業者が直接運営しているものである。

現在の糸島漁協管内におけるカキ養殖は、80年代にタイ養殖の代替として試験養殖の形態から始まった。その後カキ養殖が定着していくなかで、「浜でカキを買いたい、食べたい」という要望が一般消費者から寄せられるようになり、同じ福岡県内の豊前漁協において行われていた先例に着想を得つつ、小規模なバーベキューのような形で養殖業者がカキを提供するようになっていっ

第1図 糸島漁協本所・支所の所在地



資料 国土地理院地図より筆者作成

(注) 緑太文字はカキ小屋がある支所、黒太文字はカキ養殖はあるがカキ小屋のない支所。

た。これがカキ小屋の端緒であり、やがて飲料やカキ以外の食材の提供にも対応していくようになり、養殖生産自体も拡大するにつれ、現状のカキ小屋集積地帯が、船越、岐志新町、福吉、加布里といった地区に形成されていくことになった。このように、糸島漁協管内におけるカキ小屋の展開は、漁協として現在のような形でのカキ小屋地帯を形成することを企図していたことによるわけではなく、個々の経営体の自主的な展開の結果によるものである。

(2) カキ養殖・カキ小屋の推移と現状

カキ養殖の生産規模の05年度以降の展開と現状についてまとめたのが第1表である。これによると、およそここ10年の間における生産規模の拡大が著しかったことがわかる。経営体数は、05年度に全体で31経営体

あったのが、一度いくつかの地区での微減により27まで減少した後、5件の増加と1件の減少により13年度に再度31に増加し、現在に至っている。この13年度における経営体数の増加は、船越地区におけるものである。同地区ではカキ小屋の隆盛が見られるなかで、カキ養殖・カキ小屋運営に新規に着業を希望する組合員を公式に募り、その結果として養殖業者の増加が生じた。

経営体数に関しては、以上のように大幅な増加はなかったと言えるが、筏数、種苗枚数（カキ種苗枚数）が示すとおり、各地区とも生産規模を拡大させてきた。09年度から16年度にかけての変化として、例えば経営体数の最も多い岐志新町地区を見ると、経営体数13と変動がない一方で、筏数は57から100に、種苗枚数は約23万枚から42万枚へと大きく増加したことがわかる。船越地

第1表 カキ養殖にかかる経営体数・筏数・種苗枚数の推移

(単位 経営体、筏、枚)

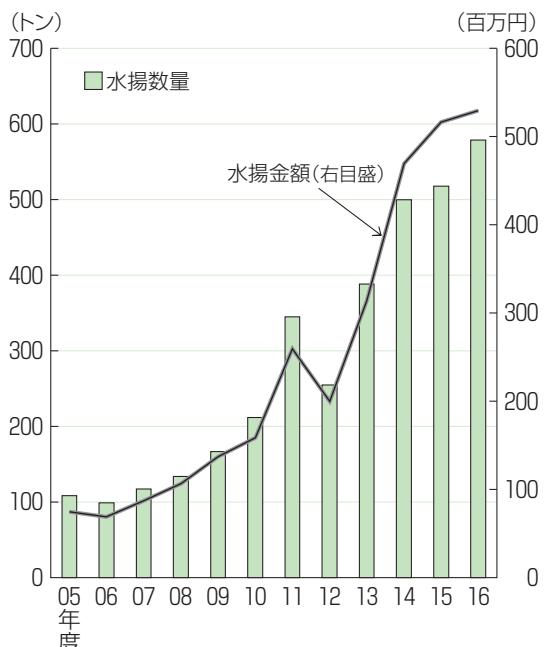
	05年度		06		07		08		09			10			11		
	経営体数	経営体数	経営体数	経営体数	経営体数	経営体数	経営体数	経営体数	筏数	種苗枚数	経営体数	筏数	種苗枚数	経営体数	筏数	種苗枚数	
全体	31	28	27	27	27	128	594,462	27	146	657,994	27	154	716,836				
岐志新町	14	13	13	13	13	57	227,842	13	66	259,804	13	67	307,556				
船越	4	4	4	4	4	30	152,000	4	35	168,000	4	38	170,000				
福吉	4	4	4	4	4	21	127,000	4	23	133,000	4	23	127,000				
加布里	2	2	2	2	2	13	74,000	2	15	85,000	2	18	98,000				
野北	4	3	2	2	2	4	4,620	2	4	3,190	2	4	5,460				
深江	3	2	2	2	2	3	9,000	2	3	9,000	2	4	8,820				
	12			13			14			15			16				
	経営体数	筏数	種苗枚数	経営体数	筏数	種苗枚数	経営体数	筏数	種苗枚数	経営体数	筏数	種苗枚数	経営体数	筏数	種苗枚数		
全体	27	161	770,900	31	215	1,212,100	31	237	1,277,230	31	245	1,399,000	31	255	1,423,950		
岐志新町	13	72	318,700	13	79	406,800	13	85	445,490	13	93	452,000	13	100	420,000		
船越	4	37	191,000	9	82	497,100	9	94	528,000	9	94	610,000	9	94	645,000		
福吉	4	24	137,000	4	24	144,300	4	24	142,010	4	24	149,000	4	24	176,400		
加布里	2	21	111,000	2	23	140,900	2	27	140,530	2	27	166,800	2	30	160,000		
野北	2	4	7,200	2	4	7,100	2	4	7,200	2	4	8,600	2	4	9,950		
深江	2	3	6,000	1	3	15,900	1	3	14,000	1	3	12,600	1	3	12,600		

資料 糸島漁協資料

区に関しては、経営体数は13年度に倍増し、筏数や種苗枚数は3倍前後とそれ以上に増加した。もっとも地区による差異もあり、加布里地区については岐志新町と同様に経営体数が変わらないまま生産の規模が増大したが、福吉、野北、深江の各地区における規模拡大の程度は相対的に緩やかであったり、規模自体がなお小さい。経営体数が多く、カキ小屋の集積地となっている地区（岐志新町や船越）とそれ以外の経営体数が少なかつたりカキ小屋を営んでいない地区とでは生産規模の展開に以上のような差異があったと言える。また、近年は、岐志新町や船越においても生産規模の伸長は鈍化しているように見受けられる。ヒアリングによると、既に漁場の余裕がなくなり、密殖傾向が見られつつあるとのことである。18年度は特定区画漁業権の切り替え年にあたるため、各地区では漁場の区画拡大を中心とした見直しを申し出ている。これは専ら密殖解消を企図したものであり、これ以上の生産の拡大は想定されていないという。糸島漁協管内におけるカキ養殖とカキ小屋は現状が拡大の限度であり、今後は拡大よりも安定化が求められる段階にあると言える。

生産規模とその展開について漁協管内で一定の地域差があるなかで、管内全体のカキ水揚数量・金額の推移をまとめたのが第2図である。経営体数の増加が見られた13年に量・金額ともに大きく増加したことがわかる。同時に近年はその伸びは落ち着いており、これは生産規模に関する状況とも

第2図 カキの水揚金額・数量の推移
(管内全体)



資料 第1表に同じ

一致する。

また、カキ小屋の活況を生み出しているのはカキを食べにやって来る消費者である。管内全体での客数の統計があるのは11年度からとなるが、11年度に195千人だったのが、16年度には440千人と倍以上に増加している。消費者がどこからやって来ているのかを見ると、13年度においては福岡市内45.1%、糸島市内4.6%、2市以外の福岡県内34.8%、^(注1)県外15.5%であった。150万人超の人口を抱える福岡市に隣接しているという立地上の特性が、カキ小屋の発展の基礎となっている^(注2)ことが読み取れる。

(注1) 篠原・佐藤 (2016) 71頁参照。

(注2) 糸島市内には農水産物の直売所が複数あり、互いのシナジー効果のなかでにぎわいが創出されているが、カキ小屋と同様の立地上のメリットが大きいと考えられる。

(3) 船越地区におけるカキ養殖経営体 増加時の漁場調整

既述のとおり、船越地区においては、13年度に5経営体が新たにカキ養殖に着手した。この時の漁場の利用調整方法としては、漁場区画の拡大がなされたうえで（第3図）、①沖に面した良漁場とより丘側の漁場いずれにも各経営体が漁場を保有できるようにすること、②同一経営体の漁場が連続しないようにすること、という平等性を考慮のうえ、くじ引きによる配分が行われた。一度決定された配分はその後固定されており、定期的な見直しが行われる予定はない。なお、船越地区は、ラジオCMを展開するなど独自のPR活動を積極的に行っている地区でもある。

(4) 経営体の構造と労働・所得

糸島漁協のカキ養殖業者の多くは、かつては通年操業の漁船漁業者であり、一定数の雇用労働力を用いつつ、5～12月に吾智

網漁業、それ以外の冬季はヒラメ等を漁獲する建網やイカ樽流し漁業に従事していた。次第に後者の成績が悪化し、冬季の仕事確保が課題となっていくなかで、これに代わる着業先として定着していったのがカキ養殖・カキ小屋であった。カキ小屋の開設時期は10～4月であり、現在、カキ養殖業者は吾智網とカキを組み合わせるという形で通年で事業を行っている。10～12月は元々吾智網を操業していた期間だが、現在この期間は吾智網は操業せず、カキに専従している漁業者が多い。

関連して、カキ養殖・カキ小屋の開始前後で漁業者の所得がどのように変動したのかを船越地区の2つの経営体に即して見たのが第2表である。単純化のために、漁業収入（水揚げに直接関連する項目のみを組み入れ、保険・共済等の雑収入は除いた）－漁業経費＝漁業所得とした。A経営体、B経営体いずれも11年のそれぞれの漁業所得を1.00として、17年との変化を比較した。また、

第3図 船越地区のカキ養殖漁場



資料 海上保安庁 CeisNet より筆者作成

第2表 船越地区の2経営体におけるカキ養殖
開始前後での漁業所得の変化
(2011年の漁業所得=1.00)

		A経営体	B経営体
11年 (漁船漁業のみ)	漁業収入	1.75	1.83
	漁業経費	0.75	0.83
	漁業所得	1.00	1.00
17	漁業収入	2.62	2.50
	漁業経費	0.62	0.79
	漁業所得	2.01	1.71
吾智網	漁業収入	0.67	0.67
	漁業経費	0.53	0.66
	漁業所得	0.14	0.01
カキ	漁業収入	1.95	1.83
	漁業経費	0.08	0.13
	漁業所得	1.87	1.70

資料 第1表に同じ

11年はカキ以前の吾智網を中心とした漁船漁業のみの操業であり、17年に関しては吾智網とカキそれぞれの内訳を含めて示した。なお漁業経費は、漁船漁業に関しては一般的な項目を複数含めたものとなっているが、カキに関しては、ほぼ漁協が直接関与する市場手数料、組合手数料、燃油代のみの計算となっており、カキ小屋運営に関係する資材代等は含まれていないため、過小な算出となっている。

以上のような前提のうえで第2表を見ると、まず、いずれの経営体にあっても、①漁業所得全体は1.00から2.01あるいは1.71へと向上していること、②吾智網の生産規模は大きく減少し、漁業所得の中心はカキによって構成されるようになったこと、③吾智網を主とする漁船漁業に関しては、操業期間が8か月から5か月に短縮となったこともあり、漁業収入は大きく減少したが漁業経費は減少が小さいため、吾智網漁業による漁業所得は非常に小さくなつたこと等がわかる。経費の過小算出を勘案しても、漁業所得向上におけるカキの重要性が見て取れる。

カキ小屋は雇用創出の効果も發揮している。地区ごとにカキ小屋関係の就労状況をまとめたのが第3表である。「漁業者」は家族以外の雇用されている漁業従事者で、カキ水揚げ・運搬等の作業に従事しており、カキ小屋のシーズン外は乗組員として吾智網の仕事をしている。「漁業者以外のパート・アルバイト」は、カキ小屋での調理・接客等に従事する者である。カキ小屋があ

第3表 カキ小屋の就労状況(2016年)

(単位 人)

	家族 従業員	漁業者	漁業者以外のパート・ アルバイト				計
			地区内	市内	市外	外国人	
福吉	13	17	26	14	4	-	74
加布里	7	1	7	34	5	7	61
船越	22	66	52	129	29	-	298
岐志新町	34	14	24	104	18	3	197
合計	76	98	109	281	56	10	630

資料 第1表に同じ

ることによって漁業者の通年雇用が確保されているだけでなく、地区・市内外での新たな雇用も数百人規模で創出されていることがわかる。

(5) 漁協による焼きカキ殻・へい死貝のリサイクル事業

生産規模、客数、所得、雇用といった点が示すように、カキ養殖・カキ小屋は地域産業として明確に発展してきた。これらは基本的に養殖業者個々の手腕による部分が大きく、その積み上げの結果が現状であり、漁協が計画的・意図的に作り上げたものではない。無論各種の行政との調整や漁協Webサイトでのカキ小屋PR、取材対応、燃油提供等は漁協として行っているものだが、カキ養殖・カキ小屋に対する漁協固有の貢献は、養殖経営そのものに関する部分というより、カキ養殖を地域調和的で持続的な産業として位置付ける潤滑油的な役割である。

その一つが焼きカキ殻・へい死貝のリサイクルである。一般にカキ養殖地帯では、焼きカキ殻やへい死貝の処理が問題となるが、これらは焼却処分されるのが通例であ

る。しかし、輸送費用や処理費用が養殖業者と自治体にとって小さくない負担となつてのしかかってくる。

これに対して、糸島漁協では、JA糸島等との連携に基づいたリサイクルに取り組んでいる。リサイクルは、焼きカキ殻については09年から、へい死貝については10年から本格化された。このリサイクルを通じて、焼きカキ殻は有機石灰肥料である「シーライム」、へい死貝は有機培養土「よかよー土君」として商品化されている。前者は09年に、後者は12年に商品化された。シーライムは購入数制限があるほどの人気商品だという。連携の体制は、民間の処理業者が加工を担当し、商品化と販売をJA糸島が担当するというものである。なお、糸島漁協から加工処理業者への販売は焼きカキ殻500円／トン、へい死貝200円／トンと設定されている。

08年度以後の処理方法別の実績をまとめたのが第4表である。年度によってばらつきがあるが、15年度を除けば、焼きカキ殻・

へい死貝いずれのリサイクルも行われるようになつた10年度以後においては、おおむね60%超はリサイクルに振り向けていることがわかる。

また、リサイクル分の増加は、養殖業者や自治体による処理分の減少を意味している（養殖業者自身による処理分は、第4表では「その他処理」に含まれる）。糸島漁協青壯年部の計算によると、12年度について、リサイクル分が通常の廃棄処分によって処分されていたとすると、費用として約430万円を要したとされており、リサイクルによる費用削減効果は小さくないと考えられる。^(注3)このような成果は、漁協が管内全体で処分対象物を取りまとめ、全体の窓口として機能することで円滑に達成されている。

直近の動向として、16年にこれまで加工処理を担っていた業者の倒産に伴う一連の展開に触れたい。倒産によって、リサイクルの経路の変更を余儀なくされ、漁協では焼きカキ殻を市処分場で焼却材として使う石灰に充てる方向で調整することになった

第4表 焼きカキ殻・へい死貝の処理状況(管内全体)

(単位 トン、%)

	08年度	09	10	11	12	13	14	15	16
焼きカキ殻小計	280	357	160	192	184	242	268	198	212
リサイクル分	-	142	150	170	162	233	248	181	193
その他処理	280	215	10	21	22	9	20	17	19
へい死貝小計	10	22	198	202	416	410	419	335	360
リサイクル分	-	173	157	356	384	250	160	335	25
その他処理	10	22	25	45	60	26	169	175	25
廃棄処理	398	255	95	149	108	167	178	202	199
合計	688	634	453	543	708	819	865	735	771
*リサイクル分小計	-	142	323	328	517	617	498	341	528
*リサイクル率	0.0	22.4	71.3	60.3	73.0	75.4	57.6	46.4	68.5

資料 第1表に同じ

が、漁協で運送を担うなど一時的に組合職員の業務負担が増加した。また、製品製造の停滞、未処理のへい死貝の悪臭問題といった事態も一時的に生じた。現在は新しい処理業者が見つかり、従来どおりの循環プロセスに回帰する目途が立ってきたところであり、回収頻度の調整等が行われている。このような危機対応にあたっても、個々の経営体の対応力を超えて、漁協としてレジリエンス（復元力・耐久力）を発揮したことは注目すべきであろう。

（注3）岡崎（2014）を参照。

（6）課題と対応

以上のように、組合員の経営としても、異業種との連携に基づく物質循環の構築という点においても、成功した事例のように見える。

しかし、漁場環境の改善が課題となっているという現状がある。カキ養殖が密殖傾向だったことや、経年の養殖実施の結果として、漁場の海底におけるヘドロ堆積が進んでいる。17年度は水揚げが不調だったと現場では受け止められているが、この一因としても海底環境の悪化が懸念されている。

現在、福岡県漁連が土壌改良剤を用いたヘドロの浄化実験を博多湾で実施しており、予算的な難しさが伴うものの、糸島での応用が模索されているところである。

（7）小括

ここまで糸島漁協におけるカキ養殖の隆盛について見てきた。漁業権に基づく生産

物の販売に関しては、個々の養殖業者自身がカキ小屋を構えることで、漁業権の実現、すなわち経済的実質化を果たしており、ここまで養殖業者（組合員）で完結している。しかし、生産と販売の持続性を考えるのなら、単に生産を行うことができ、個々の経営体として販売して収益を上げられさえすれば良いというわけではない。この点において、糸島漁協の事例では、静脈流通が問題となり、漁協を通じた対応がその解決を可能にした。さらに堆肥製造を介して農協等との連携が構築されている点も有意義である。現在新しい問題として生じつつある海底の汚染という環境問題に対しても、おのずと漁協系統による対応が図られているところである。

漁業権の権利実現にあたっては、現時点での円満さだけではなく、以上のように将来的な権利実現の持続のための措置も要請される。このとき、一定の集団的対応が必要となり、本事例においては漁協がその役割を担った。さらに、漁協が企業形態として協同組合であった点も重要である。すなわち、リサイクルや環境改善といった構成員全体に関わるが営利性を伴わない事象についての対応主体としての適合性である。

また、現在の漁協の販売手数料は3%だが、カキ販売の盛況を受け、今後4%に上げる予定となっている。これは、漁協が販売手数料を徴収し、組合運営全体に還元することが企図されているものである。漁業権行使の結果得られた収益を地域に循環させることも漁協の関与ゆえに可能となつて

いると言える。糸島漁協の事例において明らかになったのは、漁協の関与があることで漁業権が単なる生産のための権利にとどまらず、地域連携や利益の地域的面的還元が可能となったという点であり、さらに、将来的な権利行使を保障する環境づくりという点において、漁協の役割が大きいという点であると考えられる。

2 事例② 家族経営的真珠養殖 経営の成立と求められる支援 —愛媛県宇和島漁協—

(1) 愛媛県における地元沿岸漁民による 家族経営的養殖経営の成立と展開

統いての事例は、愛媛県宇和島漁協における真珠養殖の例である。真珠養殖については、漁業法が指示するとおり、組合管理漁業権としての特定区画漁業権ではなく、事業者が管理する区画漁業権に基づいて営まれる養殖業とされている（第5表）。また、地元優先という要件がない（漁業法第19条）。この差異に伴う免許の優先順位の違いは第6表のとおりである。その理由は、①真珠

養殖は大規模な資本と特殊な技術が必要であることから、地元漁協ではなく経験を有する経営者を優先するため、②技術的参入障壁は低くなったものの、他の水産物とは異なり真珠は国際商品であることから価格暴落の危険が大きく、その際に漁村が被る損失が過大になることが危惧されたことから漁協への無条件での優先は認められなかつたためなどと説明されている。また、1962年の漁業法改正時に、真珠養殖に関する区画漁業権を全国漁業協同組合連合会に連なる沿岸漁民のものとせんとする運動が行なわれたことからも理解できるように、パイオニアであった真珠養殖事業者の権益に法的保護を付与することも立法趣旨として含まれていたと解される。

ともあれ、真珠に関しては資本家的養殖業者と沿岸漁民との対抗関係が存在しており、それは国家法としての漁業法の規定の仕方の次元だけではなく、特定地域における法運用の現実としても現れていた。愛媛県においては、①母貝養殖と真珠養殖の分業、②母貝養殖の漁協管理等を骨子とする「愛媛方式」と呼ばれる独自の漁場利用方

第5表 区画漁業の種類

	第一種区画漁業	第二種区画漁業	第三種区画漁業
内容	一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業	土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業	一定の区域内において営む左記以外の養殖業
例	真珠養殖	ひび建、藻類、垂下式（真珠を除く）、魚類小割り式養殖等	クルマエビ築堤式、ため池式養殖等
特定区画漁業権への該当	×	○	× (貝類養殖業のみ)

出典 水産庁「平成25年度水産白書」(18頁)に一部加筆

第6表 区画漁業権免許の優先順位

	区画漁業権	特定区画漁業権	真珠養殖
第一順位	漁業者又は漁業従事者 (地元・経験者優先)	地元漁協 (権利行使は組合員)	漁業者又は漁業従事者 (経験者優先)
第二順位	その他の者	地元漁民の7割以上を含む法人	その他の者
第三順位		地元漁民の7人以上で構成される法人	
第四順位		漁業者又は漁業従事者	
第五順位		その他の者	

出典 第5表に同じ

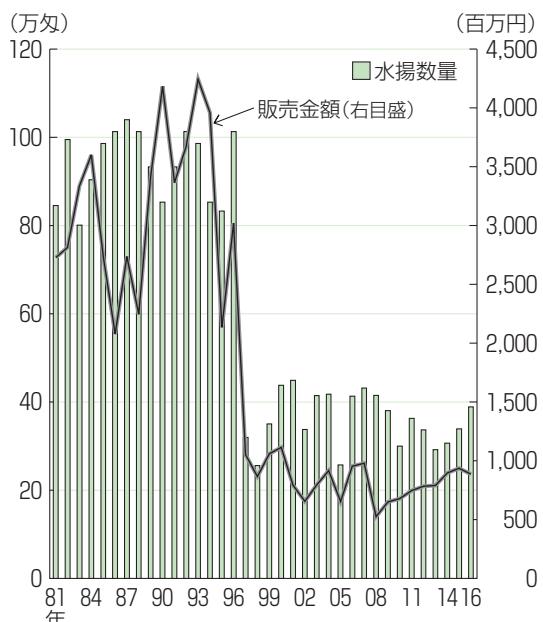
式が採られた。^(注7)特に①は、一つの経営体が引き受ける生産工程を短期化することによるリスク分散を企図したものだった。以上の「愛媛方式」が示されたのは、57年の愛媛県「真珠養殖事業指導方針」においてであった。このような方針を採った時代背景として、真珠養殖の発祥の地である三重県において密殖傾向が顕在化したことで生産規制が開始され(57年)、三重県内の養殖業者の県外、特に試験的養殖の履歴のある県への進出が活発化したことが挙げられる。愛媛県はその主要な進出先の一つであり、密殖対策以前の54年から57年までの間に既に18業者、65年までには計26業者が三重県^(注8)を中心に県外から愛媛県に進出した。他方、受入れ側の事情としては、網元的支配の解体による漁村の民主化、漁協経営の改善、養殖技術の輸入といった利点があった^(注9)とされている。さらに、真珠輸出の好況を受け、愛媛県の沿岸漁民からも真珠養殖に着手したいとの要望が強く示されるようになり、特に母貝養殖業者の真珠養殖への転

^(注10)換を一定の留意の下で容認するものへと方針が一部転換された(愛媛県「真珠養殖指導要綱」[62年])。このような経緯をたどって、愛媛県の場合は母貝養殖と真珠養殖は別経営体で行い、前者は専ら地元の沿岸漁民家族経営が、後者は資本家の県外業者または地元の漁民家族経営が行うという様相が形成されることとなった。

その後真珠養殖は著名な1967年不況をはじめ断続的に危機に直面する。

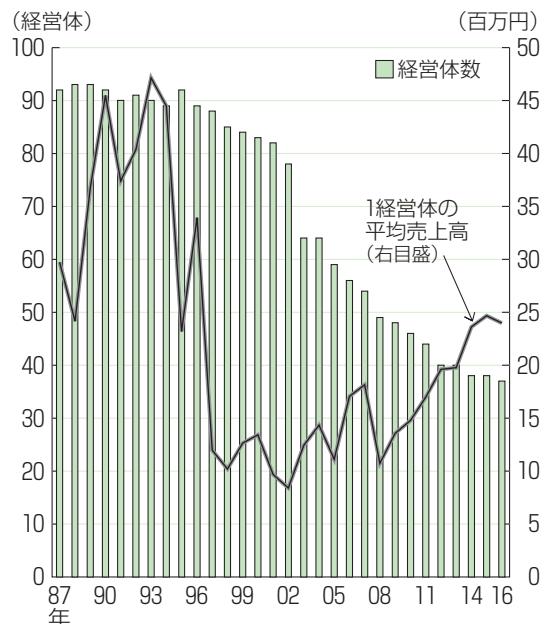
80年代以後の宇和島漁協管内における①水揚数量、②販売金額、③経営体数、④1経営体当たりの平均売上高をまとめたのが第4図、第5図である。赤潮の大量発生や阪神淡路大震災を受けた94年から95年にかけての落ち込み、赤変病による母貝の大量へい死(96年前後)、蛍光増白剤処理核問題^(注11)

第4図 宇和島漁協管内における真珠水揚数量と販売金額の推移



資料 宇和島漁協資料

第5図 宇和島漁協管内における真珠養殖経営体数と1経営体当たりの平均売上高



資料 第4図に同じ

(05年), リーマンショック (08年) といった出来事に起因して, 生産・販売が大きく左右されてきたことがわかる。特に赤変病による影響は甚大であり, これによって生産規模が大きく落ち込んだ後は管内全体としての水揚数量・販売金額はそのまま停滞し続けている。一方個別経営体で見ると, 経営体数が減少したことで, 1経営体当たりの平均売上高は相当に回復してきた。

以上のような度重なる不況のなかで, 生産基盤が沈下しながらも全国的にシェアを維持し続けてきた要因として, 愛媛県独自の家族経営を基盤とする分業体制による部分が少なからずあるのではないかと考えられる。^(注12)とりわけ, 赤変病の発生によって資本家的な真珠養殖経営体は愛媛県内ではほぼ見られなくなっており, その対照性は鮮明である。

(注4) 加瀬 (2014) 70~71頁参照。

(注5) 水産庁経済課編 (1950) 375頁参照。

(注6) 「真珠の漁業権を漁協へよこせ—全漁連が大会で決議—」『真珠』7巻2号 (1962年) 7頁参照。

(注7) 愛媛県漁業協同組合連合会 (2000) 393頁以下参照。

(注8) 愛媛県漁業協同組合連合会 (2000) 385頁参照。

(注9) 愛媛県真珠養殖漁業協同組合編 (1980) 83頁参照。

(注10) その趣旨は, ①漁場の荒廃, 真珠および真珠貝の品質低下を招かないこと, ②既得の真珠養殖漁業権者に圧迫を加えないこと, ③転換業者の所得が向上することと要約される (愛媛県真珠養殖漁業協同組合編 (1980) 101頁参照)。

(注11) アコヤガイの軟体部が赤変化し, 衰弱死に至る感染症。

(注12) 愛媛県宇和海の零細規模の母貝からの転換養殖業者が1967年不況を耐えたことが注目され, その理由として, ①真珠専業の家族経営であったこと, ②母貝生産地のため優良な母貝が入手しやすかったこと, ③後発地ゆえに漁協系統の指導が行き届いたこと等が指摘される (愛媛県史編さん委員会編 (1985) 568頁参照)。

(2) 宇和島漁協管内の真珠養殖

現在の真珠養殖業者の様子を宇和島漁協管内の経営体を例に取り上げる。宇和島漁協管内における真珠養殖漁場利用の状況を確認すると, 管内の全20地区のうち, 真珠養殖業者がいるのは平浦, 蕨, 小池, 小浜, 白浜の5地区であり, それぞれ, 12, 12, 4, 7, 2経営体が真珠養殖に従事しており, 合計で37経営体となる (第7表)。各地区に対応する地先漁場の所在は第6図のとおりである。

平浦には, ①隣接する遊子漁協の漁場を主に利用している者, ②地先漁場と同じ宇和島漁協管内の九島の漁場を併用する者の2パターンの経営体が存在する。蕨は, 地先漁場が面積的に限られており, 抑制作業

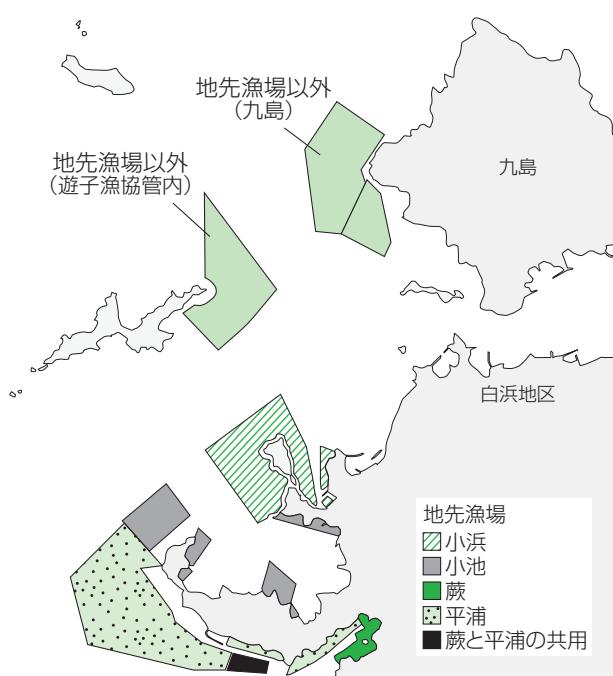
第7表 宇和島漁協の組合員数と真珠養殖経営体数

(単位 人、経営体)

地区	正組合員数	うち 真珠養殖 経営体数	准組合員数	合計
平浦	16	12	10	26
蕨	13	12	3	16
小池	14	4	8	22
小浜	20	7	8	28
白浜	21	2	19	40
漁協全体	228	37	180	408

資料 「宇和島漁業協同組合業務報告書」(平成28年度)

第6図 宇和島漁協管内における真珠養殖漁場



資料 第3図に同じ

(貝を冬眠状態にし、挿核による生理的影響を抑えるための工程)で使うなど利用の仕方は限定的であり、九島の漁場を主たる漁場とするのが基本である。小池は地先漁場が中心となるが、一部九島の漁場も利用しており、各経営体は双方に漁場を有している。小池は唯一地区内に真珠養殖業者と魚類養殖業者が併存している地区もある。小浜

第8表 宇和島漁協管内の養殖漁業経営体の規模別分布

(単位 経営体、m)

	経営体数	フロート 筏m数
はえ縄1,500m未満 1,500~2,000	1 3	1,300 5,200
2,001~2,500	-	-
2,501~3,000	9	24,600
3,001~3,500	5	16,550
3,501~4,000	8	30,400
4,001~4,500	4	17,700
4,501~5,000	4	18,980
5,001以上	3	17,100
合計	37	131,830

資料 第4図に同じ

は地先漁場のみ利用している。最後に白浜はほぼ九島の漁場のみを利用している。このように、地区ごとに地先漁場と地先以外の漁場を併用しながら養殖経営は営まれている。なお、九島の漁場はかつては母貝養殖の漁場として利用されていた漁場であり、須賀川からの流入を受ける良漁場とされている。真珠のほかに魚類養殖に関しても、地区外からの利用が行われている。また、真珠養殖に関する漁場の利用調整の方法は、他の特定区画漁業権の場合に近く、各地区・集落の話し合いに基づいて行われている。

次に全37経営体の規模階層別の構成をまとめたのが第8表である。経営規模は100m単位のはえ縄のm数で把握されるが(100mを1本と数える)、経営規模はかなり分散していることが見て取れる。全体的な傾向としては、2,500m以下の相対的に小規模な経営体は少なく、2,501~4,000mの中規模程度の層が厚くなっている。この規模差は、地区によってではなく、若年から壮年の家族員がいるかないかという労力面での差によって規定されているようである。なお、

かつて経営体数の多かった頃は、2,500mが1経営体当たりの上限とされていたとのことである。

(3) 現在の課題と対応

以上のような漁場利用形態形成の経緯、実際の漁場利用、経営規模の下で、宇和島漁協管内では家族経営を基礎として真珠養殖が営まれている。そのなかで特に赤変病以後の真珠を取り巻く状況悪化の下、現在の具体的な課題として、①労働力の確保、②母貝の質的・量的確保の問題、③真珠の品質問題の3点がある。これらの諸点について、具体的な養殖業者の様子に言及しながら、対応状況、今後要請される支援を含めて以下確認する。

a 労働力の確保

宇和島漁協管内の真珠養殖経営の労働力の構成は、30～40歳代の世帯主あるいは後継者世代のいる経営体の場合、①世帯主あるいは後継者、②その妻、③両親世代の3～4人が中心的な従事者となり、そこに雇用労働力として1～2人が加わるような構成になる。雇用労働力は主に通年で平時の作業全般を担当するか、季節雇用として細胞切り（核とともに挿入する外套膜の切片〔ピース〕を切り出す工程）や挿核作業を担当するといった場合が多い。地区内外のリタイアした漁業者が年金以外の収入確保のために就業したり、特定の作業工程における労働補充や専門技術の援用のために雇用されるといった実態がある。特に30～40歳代の

世帯主の場合、親世代のリタイアが見えている、あるいは既に到来しており、雇用労働力の確保は重要な課題となっている。一方で、作業に専門性が求められるものの熟練した労働力は減少傾向にあり、育成も含めた対応が必要とされつつある。

b 母貝の質的・量的確保の問題

前項aで見たように、労働力という面で生産基盤の弱体化が進行するなかで、毎年の真珠養殖の成否を決すると言っても良い母貝の確保に関しても課題が生じている。

母貝は、主に愛南町の内海地区から、はえ縄長2,500～3,000m程度の生産規模の場合、10万個前後が購入されている。2～3軒の母貝養殖業者からの仕入れとなるが、取引相手は必ずしも固定しておらず、短期間で変更されることもある。また、当年物（養殖期間1年未満、期間が短いためへい死リスクは小さい、成功率6割程度）、越物（養殖期間2年以上、真珠層の巻きが厚くなるため品質は高まるがへい死リスクは大きくなる、成功率4割程度）用がそれぞれの経営判断の下で組み合わされている。現在はリスクの小さい当年物が主流であり、ヒアリングをしたある経営体においては、12～3万個の母貝のうち、10万個が当年物向けのことであった。

このような行動が場合によってとられるのは、特に赤変病以後、優良母貝の品種が安定しないためである。母貝自体の養殖で2年、真珠の養殖で当年物なら1年かかるため、優良な品種と判明して本格的な普及

が始まるのに3年はかかるが、掛け合わせることで種の劣化が進むため、都度優良な品種を作り続けなければいけないという事情がある。^(注13)赤変病以後、海外品種との交雑種を開発し、死亡率は大きく減少したが、生産される真珠の品質面での問題もあり、模索が続けられている。真珠養殖業者へのヒアリングでは、抑制や挿核といった技術的な側面よりも、母貝の能力いかんによる部分が真珠養殖にとってはより規定的な一方で、母貝の良し悪しは年によって大きく異なり、優良品種も3～4年で劣化するとのコメントはほぼ共通しており、安定した生産環境が構築できていない状況がある。

(注13) 品種開発に関しては、愛南町（旧内海村）において、「海洋資源開発センター」が91年より始動し、アコヤガイ選抜事業（耐性交雑貝の開発等）が営まれている。これは愛南漁協の漁業自営事業として行われているものである。

c 真珠の品質問題

3点目として、低品質真珠にかかる問題がある。1級品真珠の生産を目指すなかで、低品質真珠はやむを得ず生産されるものだが、これが安く流通することで真珠が希少な宝石ではなく安いアクセサリーに堕してしまい、高品質真珠の価格形成にとってマイナスになるとの強い危惧が愛媛県の真珠生産業界にはある。

d 各課題への対応状況ないし対応可能性

以上のように、大きく分けて、労働力確保、母貝確保、真珠の品質の3点において、各経営体は課題に直面している。この状況のなかで、それぞれの課題に対して一定の

対応が既に準備されていたり、漁協系統ないし組合員組織を主体とした対応の可能性が見えつつあるという状況がある。

①労働力の確保に対しては、例えば隣接する三浦漁協では、挿核作業従事者の新規着業者としての受入事業が行われている。これは、参入の技術的障壁の相対的に高い真珠であっても、あるいはそうであるからこそ、漁協を窓口とした対応が今後求められてくるということを示すものと捉えることができる。

②母貝確保への対応としては、真珠養殖業者間での情報交換が定期的に行われている^(注14)。具体的には、宇和島漁協管内の真珠養殖業者によって構成される組合員組織である「真珠協議会」において、県水産研究センターの研究員を招いて勉強会が開催されたり、真珠養殖業者、母貝養殖業者、県水産研究センター、愛媛大学南予水産研究センター等からなる「宇和海アコヤ真珠技術交流会」において積極的な情報交換が行われている。従来、各業者において秘匿的に扱われていた技術面の情報につき、地域としての生産基盤の沈下に対する危機感から共有しようという動きが生じ、地域全体としての品質向上が目指されるに至っている。これは組合員組織等を基盤とした養殖業者自身による課題解決の動きと捉えることができる。

③真珠の品質に対しては、県が「愛媛県真珠産業振興基金条例」を制定し、「真珠母貝の生産体制の強化対策、真珠の品質の向上対策及びブランド化対策その他の真珠産

第9表 えひめ真珠産業振興対策事業による
価格支持の目標と実績

	(単位 円/匁, %)		
	目標価格	実績価格	達成率
11年度	1,947	2,137	109.8
12	2,500	2,243	89.7
13	2,500	2,500	100.0
14	2,500	3,085	123.4
15	2,500	3,213	128.5
16	3,000	2,867	95.6

資料 愛媛県「事務事業評価表(えひめ真珠産業振興対策事業費)」各年より作成

(注) 1 目標および実績とも、「真珠品質向上対策事業」と「えひめ真珠ブランド確立推進事業」双方を合わせたもの。

2 目標価格および実績価格は共販平均単価(円/匁)。なお、一匁は3.75gに当たる。尺貫法廃止以後も、真珠に関しては、日本が養殖産業の先鞭をつけた品目であることから、国際単位として匁が継続して使用されている。

業の振興に資する施策の実施」(条例第1条)という目的を達成するための事業として、条例に基づき、「真珠品質向上対策事業」と「えひめ真珠ブランド確立推進事業」が11年度から行われた。前者は低品質真珠(1匁300円以下)につき買上げと廃棄を行うことで市場流通を抑止するものであり、後者は高品質真珠を愛媛ブランドと結び合わせ、販売促進と産地ブランド価値の向上を図るものである。両事業は、基金の補助の下(前者は2分の1、後者は10分の10補助)、愛媛県漁連が事業主体となって行われており、行政との協働という形で漁協系統が真珠養殖業の支援を行っているものと捉えられる。なお前者は現在は補助によらず、県漁連単独の事業として行われている。また、年度による変動は見られるが、事業の成果としても計画達成度は高い(第9表)。

(注14) 淡野・山下(2017) 15~24頁に詳しい。

(4) 小括

国家制定法である漁業法は、真珠養殖に

ついては、漁村の共同性を媒介として発現する権利としてではなく、経験者優先の事業者管理による権利として漁業権をデザインしている。しかし、愛媛県の実態を見ると、一定の経緯の下、他の養殖漁業と同じ論理で、家族経営世帯を単位とする漁村共同体による利用調整によって漁場利用秩序が形成されてきた。さらに、そうであるがゆえに、景気や疾病に左右されやすい品目であることに由来する困難に対しても対応力を発揮し、全国的にも有数の産地として地位を確立してきた。そして、赤変病以後に母貝生産地帯の生産基盤維持の困難が表面化し、それが真珠養殖に波及するなかで、漁協系統・行政含めた連携の形で、家族経営によって営まれる真珠養殖を維持する方向の努力が重ねられている。独自の漁場利用方式によって家族経営中心という形で構築された愛媛県の真珠養殖について、真珠と母貝の分離によって構築されたリスク分散機構や家族経営ゆえの景気変動等に対する高い耐久力といったメリットを維持しつつ、漁協あるいは組合員による組織を一つの軸とした連携関係の下、下支えと発展を図るという方向性は、愛媛県の現実に適合的な一つのあり方として捉えられるのではないかと考えられる。また、真珠養殖経営体が沿岸漁協の組合員である以上、漁協系統は支援の主体として最も現実的かつ重要な地位にあると言えるであろう。

おわりに

以上2つの事例について、生産や経営の実態に触れながら検討を加えてきた。両事例は基本的には全く事情の異なる事例であったが、家族経営を主体とした漁業権の将来的・安定的行使あるいは実現にあたっては、個々の経営体の範囲を超えた対応が不可欠であるという現実があり、そこで現に発揮されている漁協の機能の重要性（糸島漁協）あるいは漁協を通じた課題解決の可能性（宇和島漁協）を示すものだったという点において共通性を見いだすことができる。そして再び「漁業」から「権利」に焦点を当て直すなら、個人を主体とした権利行使あるいは権利実現であっても、それは他者を前提とした何らかの共同・協同・協働関係によってはじめて成立するものであり、むしろ両者は無理なく自然に調和している現実があるということを意味しているように思われる。さらに、権利行使・実現の持続性を視点として付け加えるなら、両者の調和の必然性はなお一層高まる。

今後は、以上のような関係の見られる漁業権の運用に対して、漁協が協同組合原理に基づいて行う諸事業がどのような寄与をしているのかにつき、具体的な分析が求められてくるものと考えられる。なぜなら、漁協が組合員の漁業権行使、実現を支援するには、漁協自身の存立・経営基盤が安定していかなければならないからである。また、漁協の経営上のあり方は、組合員の漁業の

内容によって規定される面も大きいため、組合員と漁協双方のあり方は漁場の利用計画等の形で総合的に考えられなければならないという要請もおのずと出てくる。この点については、浜の活力再生プランのような現在進行中の政策との関わりも含めた検討も求められるところである。逆に、個人による漁業権の行使を通じて得られた利益を地域に還元するプロセス、またその媒介としての漁協の機能についても同様に事実に即した検討が引き続き必要となる。

＜参考文献＞

- ・愛媛県漁業協同組合連合会（2000）『愛媛の漁業と県漁連50年史』
- ・愛媛県史編さん委員会編（1985）『愛媛県史地誌2（南予）』
- ・愛媛県真珠養殖漁業協同組合編（1980）『愛媛県真珠養殖漁業協同組合二十年史』
- ・岡崎礼司（2014）「カキ殻捨てたら『ダメ。ゼッタイ。』—カキ殻リサイクルの取り組み—」2013年度全国青年・女性漁業者交流大会資料（糸島漁業協同組合青壯年部）
(<https://www.zengyoren.or.jp/ninaite/kouryu/download.php?docid=965>)
- ・小栗宏（1968）『日本の真珠—その遊牧的養殖の諸形態—』古今書院
- ・小栗宏（1976）『東洋の宝石 真珠』玉川大学出版部
- ・小栗宏（1983）『日本の村落構造—林野と漁場の役割—』大明堂
- ・加瀬和俊（2014）『3時間でわかる漁業権』筑波書房
- ・亀岡鉱平（2017）「権利としての漁業権を支える二重の共同（協同）性—震災後の岩手県沿岸漁協における養殖漁場管理から—」『農業法研究』52号、94～108頁
- ・熊本一規（2000）『公共事業はどこが間違っているのか？—コモンズ行動学入門 早わかり「入会権・漁業権・水利権」—』まな出版企画
- ・古藤俊二（2012）「養殖カキ殻は肥料に—糸島の農協と漁協が連携 カキ殻リサイクル—」『農業協同組合経営実務』67巻5号、14～17頁
- ・篠原直哉・佐藤利幸（2016）「糸島地域におけるカキ養殖業の発展とカキ小屋の役割」『福岡県水産海洋技術センター研究報告』26号、69～72頁

- ・水産庁経済課編 (1950) 『漁業制度の改革—新漁業法条文解説—』日本経済新聞社
- ・田中克哲 (2002) 『最新・漁業権読本』まな出版企画
- ・淡野寧彦・山下奈美 (2017) 「愛媛県宇和島市における真珠養殖業の存続形態—宇和島漁協管轄内を事例に—」『愛媛大学社会共創学部紀要』1巻2号, 15~24頁
- ・宮田勉 (2011) 「漁村内地産地消による地域活性化

- 福岡県におけるカキ焼き小屋を対象に—」『フードシステム研究』18巻3号, 239~244頁
- ・森実庸男 (2012) 「愛媛県における真珠養殖の経緯とその現状」JFSTA NEWS No17, 1~10頁
 - ・山田篤美 (2013) 『真珠の世界史—富と野望の五千年—』中央公論新社

(かめおか こうへい)

